

事業名	ふるさとものづくり支援事業		
事業内容 (目的・概要)	地域における投資や雇用の創出を図ることを目的として、企業等の新技術・地域資源を活用した新商品開発等に対し、市町村が支援を行う場合に、一般財団法人地域総合整備財団が当該市町村に対し補助金を交付する。		
事業主体	市町村（企業等に対する補助金は市町村から交付する）		
採択要件	<p>1 補助対象事業</p> <p>(1) 新商品開発等支援補助金 新商品開発に取り組む企業等に対して市町が必要な経費の補助を行うときは、経費の規模に応じて、補助金を交付する。</p> <p>(2) 販路開拓支援補助金 これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等を実施しようとする事業に対して、補助金を交付する。</p> <p>2 補助対象経費 謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費等</p> <p>3 その他（留意事項）</p> <p>(1) 企業等が債務超過となっている場合は対象とならない</p> <p>(2) 国庫補助を受けているものは対象とならない</p> <p>(3) 事業の研究開発の主要な部分を委託するものは対象とならない（新商品開発等支援補助金）</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>1 補助額</p> <p>(1) 新商品開発等支援補助金 1,500万円以内</p> <p>(2) 販路開拓支援補助金 300万円以内</p> <p>2 補助率 補助対象経費の 1/2～7/10 以内 (過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、特別豪雪地帯においては 7/10～9/10 以内)</p> <p>※補助率は、原則として、通常地域にあつては 1/2 以内、過疎地域にあつては 7/10 以内とするが、市町が事業者に対し独自に補助を行う場合、財団は市町補助額と同等額（補助対象経費の 1/10 に相当する額を上限）を上乗せして交付することができる。</p>		
制度創設年度	平成 22 年度		
関係省庁名	(一財) 地域総合整備財団		
最近の実績	<p>○ 平成 23 年度 粳穀を原料にした高機能カーボン及びこれを用いた蓄電デバイスの開発事業 補助金：新技術開発補助金 事業者：エス・エス・アロイ株式会社（東広島市）</p> <p>○ 平成 24 年度 希少糖脂質抗体（抗 NeuGc 抗体）を活用した先端医療推進のための検査薬開発 補助金：新技術開発補助金 事業者：株式会社広島バイオメディカル（東広島市）</p>		
問合せ先	地域政策局市町行財政課		
	Tel	082-513-2614	e-mail   chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp